

受講生各位

LEC 東京リーガルマインド
不動産鑑定士課

**「2024 必修論点総ざらいテキスト 民法」
誤植等の訂正について**

拝啓 時下ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

「2024 必修論点総ざらいテキスト 民法」におきまして、下記の訂正が発生致しました。深くお詫び申し上げますとともに、お手数をおかけ致しますが、当訂正表を参照の上、訂正の程何卒宜しくお願い申し上げます。

2024 必修論点総ざらいテキスト 民法		
頁・行	訂正前	訂正後
60 頁 「解答例」 16～17 行目	③丙土地は、 <u>EがAから買い受けているので</u> 、「他人の物」にあたる。	③丙土地は、 <u>A所有であるので</u> 、「他人の物」にあたる。
61 頁 「解答例」 12 行目	すると、 <u>①②③については、設問(1)と同様、満たす。</u>	すると、 <u>①②については、設問(1)と同様、満たす。そして、③丙土地は、EがAから買い受けているので、「他人の物」にあたる。</u>
159 頁 「解答例」 3～4 行目	「売主」Aが「手付」 <u>200万円</u> の「倍額」 <u>400万円</u> を「買主」Bに「現実に提供して」本件売買契約の「解除」をする手段(557条1項)が考えられる。	「売主」Aが「手付」 <u>400万円</u> の「倍額」 <u>800万円</u> を「買主」Bに「現実に提供して」本件売買契約の「解除」をする手段(557条1項)が考えられる。

今後このような不備が生じないよう、スタッフ一同努力してまいりますので、何卒よろしくお願ひいたします。

敬具



0 000621 243398

FU24339